令和６年４月１日現在

指定居宅介護支援重要事項説明書

社会福祉法人

いこい苑在宅介護支援センター

令和６年４月１日現在

いこい苑在宅介護支援センター
指定居宅介護支援重要事項説明書

1　いこい苑居宅介護支援事業所の概要

（1）　提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	いこい苑在宅介護支援センター
所在地	青森県八戸市大字豊崎町字渋民４−1
電話番号	０１７８－２３－５３０１
指定事業所番号	０２７０３００１９７
サービスを提供できる地域*	八戸市（南郷を除く）、その他相談に応じて対応

*上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

（2）　当事業所の職員体制

職　　名	常　　勤	資　　格
管理者	１名	介護福祉士･主任介護支援専門員
介護支援専門員	１名以上（専従）	介護福祉士・介護支援専門員

（3）サービスの時間帯

	提　供　時　間
月曜日～土曜日・祭日	午前８時１０分 ～ 午後５時３０分
休業日	日曜日･12 月 30 日～1 月 3 日 ・ 8 月 13 日～8 月 15 日

＊ 緊急連絡先　０１７８－２３－５３０１

＊

2　当事業所の居宅介護支援の特徴等

（1）　運営の方針

1. 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
2. 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 指定居宅介護支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう公正・中立に行います。
4. 指定居宅介護支援の事業は、市町村、老人福祉施設、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努めます。

（2）指定居宅介護支援の実施概要等

高齢者やその家族が地域社会の中で在宅生活を続けていく場合に、障害となっている問題点や解決すべき課題が何かを明らかにして、サービスを提供するために、全国社会福祉協議会方式を用いて以下の手順で行います。

令和６年４月１日現在

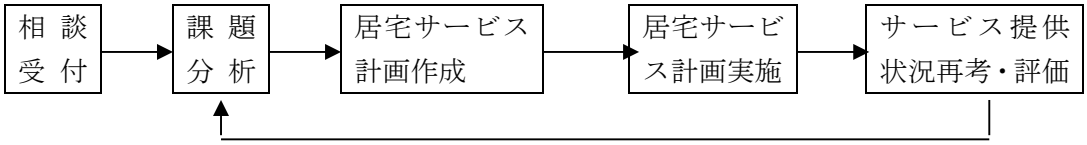

事　　項	備　　考
介護支援専門員	変更を希望する方はお申し込みください
調査（課題把握）の方法	全国社会福祉協議会方式による
介護支援専門員の研修の実施	年 12 回　実務研修を実施
その他	

3　利用料金

(1)　介護保険適用となる場合は、全額介護保険の対象となりますので、お支払い頂く必要はありません。ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日、お住いの市町村へ提出していただきますと、払い戻しを受けることができます。

(2)　利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は次の額を請求いたします。

・事業所から片道おおむね 15 ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上の場合、1 ｷﾛﾒｰﾄﾙにつき 10 円とします。

4　サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

本契約を持って、サービスの利用開始といたします。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の１週間前までにお申し出ください。

②事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

・　利用者が介護保険施設等に入所･入院した場合。

・　介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

④その他

・　利用者やご家族などが当事業所や当事業所職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。

5　秘密保持について

（1）　当事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

（2）　当事業所の従事者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

（3）　当事業所、当事業所の従事者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に洩らしません。この守秘義務は、契約終了後も同じです。

6　サービス内容に関する苦情、ハラスメントについて

（1）　当事業所の利用者相談・苦情、ハラスメント窓口

電　話　0178-23-5301　ＦＡＸ　0178-23-5302

苦情受付担当者　：　青木　倫子　　苦情解決責任者　：　田中　圭

受付日　月曜日～土曜日（但し､12 月 30 日～1 月 3 日･8 月 13 日～8 月 15 日を除く）

受付時間　午前８時１０分 ～ 午後５時３０分

（2）その他

当事業所以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会にご相談・苦情を伝える事ができます。

（3）当法人における苦情・ハラスメントの防止に関する基本方針に従い業務に努め、利用者又はそのご家族等からの苦情･ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な処置を講じます。

・第三者委員　　膝舘　晋哉　　090-6255-2771

田中　太将　　080-1807-6793

7　事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合、速やかに、利用者がお住いの市町村・ご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対して当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、当事業所契約の損害保険約款にもとづき損害賠償いたします。

8　公正中立なケアマネジメント

（1）　利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。

（2）　居宅サービス事業所をケアプランに位置付けた理由について、利用者またはその家族が担当ケアマネジャーへ求めることが可能です。

9　サービスの利用割合について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

10　虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

（１）虐待防止の委員会の開催
（２）虐待防止のための指針の整備
（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施
（４）専任担当者の設置 虐待防止に関する担当者　：　青木　倫子
（５）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11　身体的拘束に関する事項

サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を実施しません。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族に説明し、同意を得て、その態様及び時間、その際の身体状況、 緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。

12　入院時の情報提供

医療機関との連携を円滑に行うために、入院時には担当ケアマネジャーの氏名・事業所名・連絡先等を入院先医療機関にお知らせ願います。

令和　　年　　月　　日

私は、契約書・本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについて重要事項の説明を受け同意します。

利用者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※署名困難な場合は代筆
代筆者氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家族又は後見人、代理人署名（続柄　　）
氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書・本書面にもとづき、重要事項を説明しました。

説明者	住　　所	八戸市大字豊崎町字渋民 4-1
	事業所名	いこい苑在宅介護支援センター
	担当者	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿